

一般社団法人日本整形外科超音波学会学術集会・講習会規則

第1条（目的）

本規則は、一般社団法人日本整形外科超音波学会（以下「この法人」という。）の学術集会と講習会について定める。

第2条（開催）

この法人は年1回、学術集会を開催するほか、必要に応じて講演会や講習会等を開催することができる。

第3条（学術集会の会長）

学術集会の会長は社員総会において選出するものとする。

第4条（学術集会の主演者）

学術集会の主演者は正会員、特別会員、名誉会員、準会員および年度会員に限る。ただし、学会長が認めた場合はこの限りではない。

第5条（会誌投稿の主著者と共著者）

会誌投稿の主著者と共著者は全て正会員、特別会員、名誉会員および準会員に限る。ただし、学会長と会誌編集委員会が認めた場合にはこの限りではない。

第6条（学術集会の運営）

学術集会開催日および学術集会の運営は、学会長に一任する。

第7条（講習会や講演会等の開催）

講習会や講演会等の開催ならびにその主催者は社員総会において決定する。

第8条（規則の変更）

本規則は理事会の決議で変更できる。

附則

本規則は、令和6年7月16日から施行する。